3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特別変動額を送電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第八の三の二により、特別送電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送電非関連可変費の額を、供給約款で設定した料金を算定した際に第十九条の七第四項第五号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5　沖縄電力は、送電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第八の四の二により特別送電非関連費計算表を作成し、及び様式第八の五の二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特別変動可変費と供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　沖縄電力は、供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8　沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合には、これによらないことができる。

10　沖縄電力は、供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の供給約款で設定した料金及び変更前の法第十九条第十二項に定める選択約款で設定した料金（供給約款で設定した料金を変更すると同時に選択約款で設定しようとする場合にあっては、当該選択約款で設定する料金及び変更前の選択約款で設定した料金）並びに供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　沖縄電力は、第六項に規定する特別変動可変費と前項の規定により算定した供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第八の六第二表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第十九条の十九中「第十九条の七」を「第十九条の八」に、「第十九条の十七」を「第十九条の十八」に改め、同条を第十九条の二十とする。

第十九条の十八中「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、同条を第十九条の十九とする。

第十九条の十七中「第十九条の八」を「第十九条の九」に改め、同条を第十九条の十八とする。

第十九条の十六中「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、同条を第十九条の十七とする。

第十九条の十五第一項及び第二項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に、「第十九条の九」を「第十九条の十」に、「第十九条の八」を「第十九条の九」に改め、同条第三項中「第十九条の十一」を「第十九条の十二」に改め、同項第一号の表イ

の項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に、「第十九条の九」を「第十九条の十」に改め、同表ロの項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に、「第十九条の八」を「第十九条の九」に改め、同表ハの項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に、「第十九条の九」を「第十九条の十」に改め、同項第二号の表イの項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に、「第十九条の十」を「第十九条の十一」に改め、同表ロの項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に、「第十九条の十」を「第十九条の十一」に改め、同条を第十九条の十六とする。

第十九条の十四第二項中「第十九条の七第一項第一号」を「第十九条の八第一項第一号」に、「第十九条の二第四項第一号」を「第十九条の三第四項第一号」に、「第十九条の四第一項」を「第十九条の五第一項」に改め、同条第四項中「第十九条の五第六項第一号」を「第十九条の六第六項第一号」に改め、同条第六項中「第十九条の六第五項第二号」を「第十九条の七第五項第二号」に改め、同条を第十九条の十五とする。

第十九条の十三第五項第一号中「第十九条の二第七項」を「第十九条の三第七項」に改め、同項第二号及び第三号中「第十九条の二第四項第二号」を「第十九条の三第四項第二号」に改め、同項第四号及び第五号中「第十九条の二第四項第四号」を「第十九条の三第四項第四号」に改め、同項第六号中「第十九条の二第四項第六号」を「第十九条の三第四項第六号」に改め、同項第七号中「第十九条の二第四項第三号」を「第十九条の三第四項第三号」に改め、同条を第十九条の十四とする。

第十九条の十二を第十九条の十三とし、第十九条の十一を第十九条の十二とする。

第十九条の十一中「第十九条の二第四項第五号」を「第十九条の三第四項第五号」に改め、同条第二項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、同条第三項の表中「第十九条の七」を「第十九条の八」に改め、同条を第十九条の十一とする。

第十九条の九第三項の表中「第十九条の五第五項」を「第十九条の六第五項」に、「第十九条の四第四項第四号」を「第十九条の六第四項第四号」に、「第十九条の五第六項第一号」を「第十九条の六第六項第一号」に改め、同条を第十九条の十とする。

第十九条の八第三項中「第十九条の五第六項第二号」を「第十九条の六第六項第二号」に改め、同条を第十九条の九とする。

第十九条の七中「第十九条の三第一項」を「第十九条の四第一項」に、「第十九条の四第一項」を「第十九条の五第一項」に改め、同条第一号の表中「第十九条の五第五項」を「第十九条の六第五項」に、「第十九条の五第四項」を「第十九条の六第四項」に、「第十九条の五第六項」を「第十九条の六第六項」に改め、同条第二号の表中「第十九条の四第二項」を「第十九条の五第二項」に改め、同条を第十九条の八とする。

第十九条の六を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする。

第十九条の二第一項中「沖縄電力株式会社（以下この款において「沖縄電力」という。）」を「沖縄電力」に改め、同条を第十九条の三とする。

第二章第二節第一款中第十九条の次に次の一条を加える。

（変動額認可料金の算定）

第十九条の二　一般電気事業者（沖縄電力を除く。以下この条において同じ。）は、法第十九条第一項の規定により同項の認可を受けた供給約款（第二十条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあっては、当該変更後の供給約款を届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、法第十九条第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から第十九条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。